

# 青森県報

第二百八十九号

令和三年  
三月二十九日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 青森県職員と市町村職員との人事交流に関する規程の一部を改正する規程……………(市町村課) ……一
- 市町村職員実務研修実施規程の一部を改正する規程……………(同) ……一
- 救急病院の設置……………(医療業務課) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……二
- 漁船保険付保義務の発生……………(西北地域) ……二
- 右 同……………(下北地域) ……二
- 換地処分……………(農村整備課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(三八地域) ……三

## 告

## 示

青森県告示第二百二十三号

青森県職員と市町村職員との人事交流に関する規程の一部を改正する規程を次のよ

うに定める。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県職員と市町村職員との人事交流に関する規程の一部を改正する規程

青森県職員と市町村職員との人事交流に関する規程(平成九年十一月青森県告示第七百四十七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式の記の1中(7)を削り、(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、(12)を(11)とする。

第二号様式の記中5を削り、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を8とし、10を9とし、11を10とする。

### 附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

青森県告示第二百二十四号

市町村職員実務研修実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

### 市町村職員実務研修実施規程の一部を改正する規程

市町村職員実務研修実施規程(昭和三十四年十一月青森県告示第五百九十号)の一部を次のように改正する。

別記様式の記中6を削り、7を6とし、8を7とし、9を8とし、10を9とする。

### 附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

青森県告示第二百二十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ

り、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
つがる西北五広域連合かなぎ病院 つがる西北五広域連合鯉ヶ沢病院	一 五所川原市金木町菅原一三の 西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町 字蒲生一〇六の一〇〇	令和六年三月三十一日

青森県告示第二百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所	廃止年月日
名称 仁会 医療法人幸	主たる事務所の所在地 十和田市大字三本木字里ノ沢一 の二四九	名称 みちのくホームヘルプサービスセンター 所在地 十和田市稲生町四の二三第一田中ビル二階	令和 三・四・三〇
名称 仁会 医療法人幸	主たる事務所の所在地 十和田市大字三本木字里ノ沢一 の二四九	名称 みちのくホームヘルプサービスセンター 所在地 十和田市稲生町四の二三第一田中ビル二階	令和 三・四・三〇
名称 仁会 医療法人幸	主たる事務所の所在地 十和田市大字三本木字里ノ沢一 の二四九	名称 みちのくホームヘルプサービスセンター 所在地 十和田市稲生町四の二三第一田中ビル二階	令和 三・四・三〇

青森県告示第二百二十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認められたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
西津軽郡鯉ヶ沢町大字本町三八 富田 重基 西津軽郡鯉ヶ沢町大字田中町五二 小山内 秀人 西津軽郡鯉ヶ沢町大字浜町七九の一 三ツ谷 孝幸	鯉ヶ沢町

青森県告示第二百二十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認められたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡東通村大字尻労字天神林三九の一 吉野 正男 下北郡東通村大字尻労字尻労八の二 向井 祐樹 下北郡東通村大字尻労字小倉一〇の四 林 孝志	尻労

公 告

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、山本地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社一級建築士事務所アネスト
- 二 代表者の氏名 成田賢寿
- 三 主たる営業所の所在地 青森市桂木一丁目二の二五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一）第一〇〇二二五号
- 五 取消年月日 令和三年三月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和三年三月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社佐藤総合建設
  - 二 代表者の氏名 佐藤大樹
  - 三 主たる営業所の所在地 青森市石江五丁目一七の四
  - 四 許可番号 青森県知事許可（般一）第一〇〇五七二号
  - 五 取消年月日 令和三年三月十五日
  - 六 取消しに係る建設業の許可  
解体工事業に係る一般建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実
- 令和三年三月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社田守建築
- 二 代表者の氏名 田守洋見
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字豊間内字上谷地一九の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一）第一二八三二号

- 五 取消年月日 令和三年三月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和三年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青 森 県 号

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円